

(別表)

前橋市焼却灰運搬車両広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、前橋市焼却灰運搬車両広告掲載要領の規定に基づき、本市が所有する清掃車両に対する広告物の掲載について、必要な基準を定めるものとする。

(広告物の掲載方法に関する基準)

2 広告物の掲載は、ラッピング・フィルム、カットティングシート等、再剥離が可能な素材を車体に貼付する方法で行うこととする。

(一般基準)

3 広告物は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。

(2) 車両運行上の支障となるものでないこと。

(3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。

(4) 広告を掲載する位置及び面積は、別に定めるところによること。

(5) 広告掲載に伴う車体塗装は、いかなる場所においても行わないこと。

(道路交通安全上の配慮による基準)

4 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは掲載することができない。

(1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物

① 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの

② 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物

① デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの

② 文字表記が縦書きであるもの

③ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの

(都市景観上の配慮による基準)

5 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号に掲げる都市景観上の配慮を欠いていると認められるときは、掲載することができない。

(1) デザインはイメージ表現を主とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。

(2) 地色に派手な原色、又は金銀色を使用しないこと。

(3) 身体の一部(顔、手等)を強調するようなデザインでないこと。

(その他)

6 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。